

# 構造改革特別区域計画

## 1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

島根県八束郡宍道町

## 2. 構造改革特別区域の名称

宍道子しじみグローアップ特区

## 3. 構造改革特別区域の範囲

島根県八束郡宍道町の全域

## 4. 構造改革特別区域の特性

### (1) 宍道町の概要

【地勢】島根県の東部、宍道湖の西南端に位置し、東に玉湯町、西に斐川町南に加茂町、大東町と接する台形状の町である。東西に国道9号とJR山陰本線、南北に国道54号とJR木次線が通り交通の便に恵まれている。南部は、200m～400mの山が連なり、北部宍道湖に向かってしだいに傾斜し、丘陵性の支陵と平地が交互に形成されている。佐々布川及び来待川流域には、肥沃な農地がまとまって開けている。

【歴史】宍道町は、古くから山陰街道及び広島街道としての要衝の地にあり、宿場町として栄えた。江戸時代に入り松江に城が移されたため、宍道湖を利用した海運が発達、本陣も栄えた。明治5年廃藩置県後新たな戸庁が置かれ明治17年行政区の変更があった。同22年市町村制実施により宍道・佐々布・伊志見・白石を合併して宍道村になった。

その後昭和2年宍道村は町制を施行した。同30年宍道町と来待村が合併して宍道町とした。国有鉄道山陰本線、木次線の開通により、海上交通はさびれていったが、交通の便がよいことから、企業の進出が早く、紡績機製造業を中心とした県内でも有数の企業が発達した。

また、近年いっそう企業誘致に力を入れ町の活性化に役立っている。平成15年には山陰自動車道開通により交通の便がより一層よくなった。

### 【行政政策の重点事項】

「生活と交流の新空間を創るまち—湖都しんじ—」をキャッチフレーズとした第4次宍道町総合振興計画に基づき、諸施策を展開している。

高速交通の時代をむかえた今、島根県東部地域の交通の要衝として、その恵まれた条件を生かし「生活・交流」の基盤・機能の充実

を図り、多くの人たちの交流を育む地域を目指している。

第4次宍道町総合振興計画では、まちなか生活空間　うるおい田園空間　自然共生空間・親水空間　新交通空間・創造空間　学習・交通・創造　人・まち・暮らしネットワークの6つの重点プログラムを策定し、多彩な交流にあふれる新時代の要衝に成長すること、培った英知のまちを創る情熱ある行動へ転換し、その力を発揮することに取り組んでいる。

また、平成17年4月から8市町村による市町村合併がきまり20万都市の新しいまちづくりがスタートする。今までの実績ある町づくりを基にさらに地域計画を拡大していき、将来的には地域の活性化のモデルになる町を目指している。

## (2) 幼児教育をとりまく現状

本町の人口は、昭和30年の10,153人をピークに、昭和50年には、9,445人まで減少した。その後高度経済成長期にはいつてからのUターン現象によるもの、あるいは住宅団地の造成による転入等により、人口は横ばいの現状を保っており、世帯数はわずかながら増加傾向にある。また、出生数は国県とも減少傾向にあるが、本町でも昭和60年に100人を切ってから年々減少し、近年は70人前後の出生数となっている。

こうした中で、子どもや子育てをとりまく状況は大きく変化し、少子化・高齢化社会・核家族化等の人口構造の変化が重大な影響を与えている。また女性の社会進出などにみられるライフスタイルの変化などから子育て支援をしていく環境の整備と充実が課題となってきた。

そこで、平成8年から「たくましく・やさしい子育て事業」をスタートさせ、平成9年からは幼児期から青少年期までの健全育成のために家庭・地域・学校・行政がどのように関わってゆけばよいかを体系付けた「たくましく・やさしい子育て推進構想」のもとに子育て支援の取組みを推進してきた。

本町の幼児教育は、0歳児～5歳児までを児童福祉法に基づく保育所、3歳児～5歳児を学校教育法及び同法施行規則の規定により幼稚園設置基準に基づく幼稚園で実施している。町が設置している幼稚園は宍道・来待の2ヶ所、保育所については1ヶ所あり、宍道幼稚園は昭和43年、待幼稚園については、昭和45年、保育所は昭和45年に現在の園舎を建設している。

現在宍道幼稚園では、3歳児～5歳児88名が在籍し年少児1クラス、年中児2クラス、年長児2クラスで園長以下6名の職員で教育活動を行っている。

また、来待幼稚園では、3歳児～5歳児58名が在籍し各1クラスで園長以下4名の職員運営している。両園においては、幼稚園

においての5時までの預かり保育を実施している。

保育所においては、社会福祉法人宍道町社会福祉協議会に運営委託をし、0歳児～5歳児127名が在籍し、8クラスで園長以下21名の職員で保育を行っている。保育需用が年々高まる中、保護者の多様な保育ニーズに応えるため、午前7時20分～午後7時までの延長保育の実施や、一時預かり保育・障害児の受け入れ等保育の充実を図っている。また、週1回地域の未就園児のための園開放を実施している。

### (3) 幼保一元化に至った経緯

その後、就学前の子どもが親の就労等により区別されることなく、心身共にたくましく・やさしい子どもの健やかな育成を基本に、発達段階に応じた一貫した教育・保育活動を行うべきという議論と要望が高まった。

国においても平成10年3月に「幼稚園と保育所の施設の共有化等に関する指針」が設定され、平成13年には「幼児教育振興プログラム」を策定するなど、具体的な施策が明確にされ、より一層幼稚園・保育所の連携の重要性が求められることになった。このような動きの中で本町は、下記の経緯により研究・検討を重ね、平成15年度の検討委員会で、幼稚園と保育所の一元化を図ることにより、0歳から5歳までの一貫した乳幼児教育を目指し、大きな集団の中でたくましく・やさしい子どもを育成するとの意見報告書が提出された。こうした方向は、今回の構造改革特区の認定を受け具体化な幼保一元化の実現を行おうとするものである。

- ・ 平成9年 4・5歳児幼保交流保育の試行開始
- ・ 平成9年 (文部省からの預かり保育推進事業委託研究を受ける)
- ・ 平成9年 3歳児保育試行開始(来待幼稚園)
- ・ 平成10年 「たくましく・やさしい子育て推進構想」策定
- ・ 平成10年 3歳時保育試行開始(宍道幼稚園)
- ・ 平成10年 保育所での延長保育を30分延長(19時まで)
- ・ 平成10年 保育所での一時預かり保育開始
- ・ 平成11年 3歳児保育の導入(宍道・来待幼稚園)
- ・ 平成12年 幼稚園・保育所職員検討会
- ・ 平成13年 幼・保による0歳児～5歳児教育課程検討会
- ・ 平成14年 早朝保育時間の延長7:30 7:20
- ・ 平成14年 幼保一元化に関する中間報告策定
- ・ 平成15年 幼稚園の空き教室を保育所の保育室に共用
- ・ 平成15年 3歳児の交流について検討

### (4) 幼保一元化の取組み

本町では、早くから多様な保育の提供や交流保育を実施してきた。

職員交流については、幼稚園では町の職員、保育所では社会福祉協議会の職員採用において、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を取得している者を採用し、定期的な人事異動により教育・保育に関する職員間の認識の共有化や、幼保合同による研修会・検討会の実施により、資質の向上を図ってきた。保護者会なども年に数回合同の研修会を開催したり、行事なども合同で行っている。今後保護者会を一本化していくよう検討されている。

一方町では、子育て支援センターと連携をとりながら、未就園児を対象に園開放を行いながら、地域の子育てボランティアの協力や子育てネットワーカーの配置などによって様々な体験事業や子育てに悩む親たちの相談事業を幼稚園・保育所と連携しながら実施している。

また昨年度は「幼稚園・保育所のあり方に関する」検討委員会を開催した。乳幼児期の保育については、人間形成の基礎となることを基本とし、幼稚園・保育所に分け隔てせず「宍道町の0歳児～5歳児の一貫教育」を目指し、大きな集団でたくましく・やさしい子どもの育成をするために議論を進めてきた。

このように、本町では、子育て支援に対して様々な活動を実施しているが、これを更に充実させ、適切なものにするため、今回の構造改革特別区地域計画の認定を申請する。

## 5. 構造改革特別区域計画の意義

今回構造改革特別区地域計画の認定を受け、幼保一元化する「宍道幼児園」では、多様な保育のニーズへの対応を図ることにより、男女共同参画社会の実現や地域の活性化の一翼を担うものと考ええる。就学前の子どもに対して、保護者の就労形態により区別されることなく、平等な教育・保育を提供するものであり、子どもの健やかな成長を基本に、発達段階に応じた0歳児～5歳児の一貫した教育・保育活動を行い、保護者にとって柔軟な選択ができるよう教育・保育環境を整備していく。これらにより組織的・計画的な教育活動と乳幼児教育において特色ある園づくりに取り組むことが出来る。

また公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業については、宍道町の一貫した食育教育を図ることを目的に、幼稚園籍・保育園籍に区別することなく、同じ給食を提供する。公的既存施設の有効活用及び効率化を図ることができる。

特区認定に伴う事業の早期実施により、学校教育や家庭教育のレベルアップと活性化に繋がるとともに、今後この事業の成果は市町村合併後の新市の就学前教育のひとつのモデルとなり、将来的に全国に向けた様々な情報発信ができるものと考ええる。

## 6 . 構造改革特別区域計画の目標

構造改革特別区域計画の目標は、幼稚園・保育所が一時的に交流するためではなく、当町独自の日常的な合同交流活動を行うことにより、特別区域内において、就学前児童に対して、公平に分け隔てない教育・保育の場を整備するものである。

幼保一元化の実践により、本町の幼児教育・子育て支援をふくめた保育の振興の充実を図り、全国における乳幼児教育のモデルとして実施するものである。

これを実践するために、下記の目標を掲げる。

- ・ 市町村合併後の意向を踏まえて、計画区域を拡大していき、将来的には、全県下の乳幼児教育の地域教育について活性化を図る。
- ・ 育児の軽減を図ることにより、男女共同参画社会を推進することで、女性の社会参加の促進を目指し、雇用創出と地域経済の活性化を図る。
- ・ 幼稚園・保育所の定員の枠内で合同保育を実施することにより、幼稚園教諭と保育士資格の併有者を充てて指導体制の整備を図る。また職員の資質向上と研鑽を図り、研究・研修の充実を実践する。
- ・ 幼稚園籍の三歳未満児を入園させることによって、人間形成の重要な時期に集団の中でいろいろな経験をさせ、喜んで参加する態度と協同、自主性及び自立の精神の芽生えを養える早期教育の実践をする。
- ・ 幼稚園・保育所の保護者との十分な連携をとりながら、地域や保護者のニーズに対応した保育を提供する。また幼稚園教育要領と保育所保育指針に準じた教育課程の編成や保育目標の設定により、穴道町の一貫した0歳児～5歳児の乳幼児教育を推進するためのカリキュラムを編成していく。
- ・ 給食の外部搬入により、同じ時間に同じメニューで給食指導ができるとともに、一貫した食育教育の充実が図れ、公的既存施設の有効活用及び効率化を図る。また、食教育の地産地消の取組みや地元で取れた作物への感謝から、地域を愛する心の育成指導の充実を図る。
- ・ 幼稚園児・保育所児の枠がなく、0歳から就学前までの一貫教育をすることにより、小学校へのスムーズな移行と連携を図る。
- ・ 幼保一体化施設により、効率化や簡素化合理化を図る。
- ・ 幼保一体化施設に、より町の子育て支援機能を持たせて、子どものたくましく・やさしい発達の促進と、親の育児不安の相談や子育てに係る情報の提供・援助の調整を行い、支援体制をより一層の充実と推進を図る。

## 7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特区導入により、幼稚園と保育所の制度を基調として、一体的に運営することにより、幼児の想像力・興味・好奇心を育み、考える力を養う教育システムが整備されるほか、0歳～5歳までの一貫した保育体制の一層の充実が図れる。また食教育についても一貫した教育が図ることができ、公的既存施設の有効活用及び効率化を図ることができる。また、地域の安全な食材を利用することにより、地産地消を含めた実践が行える。このような取組みによって町民へのサービスの向上と地域の活性化が期待できる。また、幼児に対して、保護者の就労形態に関係なく、保護者の選択により、平等な教育・保育活動を受けることができる。「たくましく・やさしい子育て推進構想」の中でも、「育ててよかった、育ててよかったふるさと宍道」という言葉をキャッチフレーズに、「安心して子どもを産み育てることのできるまちづくり」「子どもがたくましく・やさしく成長する子育て環境の整備」等を推進してきたが、これにより女性の社会進出や雇用・労働機会の拡大により、雇用の促進と産業の活性化、地域の福祉の活性化・経済の活性化が図られる。また子育て支援体制の整備等により町外からの転入の増加などにも繋がるものと期待している。

## 8. 特定事業の名称

- 三歳未満児に係る幼稚園就園入園事業 (806)
- 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同保育事業 (807)
- 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業 (823)
- 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 (920)
- 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業 (921)

## 9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

幼稚園・保育所の一元化をすすめるにあたり、当町の子育て環境と就学前教育の整備・女性の社会進出・地域活性化を計画的に推進していく。

たくましく・やさしい子育て推進構想

宍道町で取り組んでいるさまざまな子育て支援に関する行政サービスを、子ども達の年齢、発達に応じて、総合的に体系化した施策の考え方を示した。この構想は宍道町に暮らす子ども達の健やかな成長と、子どもを産み育てることに関わる総ての環境を、より良く整備するための基本指針となる構想を策定している。

宍道町女性行動プラン (チャレンジしんじ)

宍道町の女性の意識も行動も、県内の平均水準に比較し、高い水準

でより男女参画型社会への意向認識が高まり、「だれにとっても住みやすい宍道をつくるために」をさらに追求し、女性の社会参加を促進する。

#### 幼稚園・保育所における子育て事業

各園において多様なニーズに対応した保育サービスの提供や職員の研修会の開催、幼稚園・保育所の保護者連絡会を実施している。

- ・ 幼稚園・保育所交流保育
- ・ 幼稚園での預かり保育
- ・ 長期休業中の園開放
- ・ 保育所での緊急預かり保育
- ・ 在宅保育サービス
- ・ 集団の中での育児体験支援
- ・ 低学年の帰宅支援
- ・ 地域とのふれあい交流事業
- ・ 職員・保護者のための研修会
- ・ 幼保一元にむけての検討委員会
- ・ 幼稚園・保育所保護者連絡会
- ・ 0歳～5歳児指導計画検討スタッフ会

#### 乳幼児とお母さんの子育て支援事業

健康センターを拠点として、主に食生活と健康面での活動を実施している。

- ・ 学ぼうDAY・・・離乳食、おやつの教室も作って楽しむだけではなく栄養面などについても指導を行う。
- ・ 遊ぼうDAY・・・母子健康推進員(ママメイト)と一緒に歌やリトミックダンス、紙芝居、季節の行事や自然との触れ合う遊びも行っている。

別紙

## 1. 特定事業の名称

806 三歳未満児に係る幼稚園就園入園事業

## 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

宍道町立宍道幼稚園・宍道町立来待幼稚園

## 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

## 4. 特定事業の内容

(1) 主 体 宍道町

(2) 区 域 島根県八束郡宍道町の全域

(3) 実施期間 構造改革特区地域計画の認定日以降

(4) 整備する施設

宍道町幼稚園

敷地図 参考資料1

平面図(専有面積と共用面積表示) 参考資料2

宍道町立来待幼稚園

敷地図 参考資料3

平面図(専有面積と共用面積表示) 参考資料3

## 5. 当該規制の特例措置の内容

幼児期の教育については、人間形成時期の重要な役割がある。宍道町でも少子化や核家族化により、地域や家庭にいる子どもが少なく子ども同士の遊びがなくなりつつある。本町では、平成9年度から3歳児保育を実施したり、それぞれの園で未就園児に対する開放事業、子育てサークルなどでの拠点づくりを行っている。このような事業を通して、集団生活や集団の体験をさせたいという保護者の要望が非常に高い。しかし、満3歳児については、年度の途中から序々に入園することから、一定の集団が形成し難く、地域や家庭、園において社会性が涵養できにくい状況にあり、学校教育法第78条第2号「園内において、集団生活を体験させ、喜んでこれに参加する態度、と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと。」に掲げる目的を達成しにくい状況にある。このような目的を達成するために、学校教育法80条の規定に関わらずこの制度を適用し、満3歳の年度当初からの入園を認めることができ、集団の中でたくましく・やさしい子どもを育むことができる。このように施設の特徴や独自性を示すことにより、地域のニーズを満たす十分な選択肢が提示される。本町の乳幼児教育が合併前整備として、先進地のモデルとなり合併後の波及効果が期待できる。

また、就労の形態により、子どもに幼稚園教育を受けさせたい保護者の就労・社会参加等へのニーズに応えることができ、園児の保護者による消費拡大、雇用の創出等により、地域経済の活性化が見込まれる。



## 別紙

### 1. 特定事業の名称

807 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

### 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

宍道町立宍道幼稚園

### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

### 4. 特定事業の内容

(1) 主 体 宍道町

(2) 区 域 島根県八束郡宍道町の全域

(3) 実施期間 構造改革特区地域計画の認定日以降

(4) 整備する施設

宍道町幼稚園

敷地図 参考資料1

平面図(専有面積と共用面積表示)参考資料2

### 5. 当該規制の特例措置の内容

宍道町の乳幼児をとりまく環境は、住宅団地の整備による核家族化、女性の社会進出等による夫婦共働き家庭の増加などにより、公的な保育需要が増加している。加えて、少子化の進行など、保育ニーズの多様化と保育対象児の低年齢化が進んでいる。

本町では、こうした地域の実情から、幼稚園と保育所が隣接していることもあり、幼稚園児・保育所児の交流を図ってきた。また、親子活動・行事等も合同で行うなど保護者同士の交流活動も数回程度実施しながら連携を図ってきた。

また、町の職員採用について、他町村に先駆けて幼稚園教諭免許・保育士資格双方を取得している者を採用したり、定期的な人事異動により乳幼児教育に対する職員間の共通の理解を図ったり、合同での職員研修の実施など、積極的に交流を行ってきた。

これまでの経緯から本町の保育環境を「幼保一体化施設」として活用し、幼稚園の学級定員の範囲内で、幼稚園に在籍しない同年齢の保育所児を合同で教育・保育活動を行うことにより、幼保の分け隔てのない融合した教育・保育活動が可能となる。こうした日常的な合同活動の実施により、本町の子どもたちの健やかな心身の発達や社会性、協調性が培われ、0歳～5歳までの一貫した教育ができ、たくましく生きる力と豊かな情操を育むことができる次世代を担う子どもの育成ができる。

## 別紙

### 1. 特定事業の名称

823 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業

### 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

宍道町立宍道幼稚園

### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

### 4. 特定事業の内容

(1) 主 体 宍道町

(2) 区 域 島根県八束郡宍道町の全域

(3) 実施期間 構造改革特区の認定日以降

(4) 整備する施設

宍道町幼稚園

敷地図 参考資料1

平面図(専有面積と共用面積表示) 参考資料2

### 5. 当該規制の特例措置の内容

本町では、保育待機ゼロ作戦により幼稚園の空き教室一室を保育室にあて一部施設を共有化し保育を行っている。幼稚園児と保育所児の合同活動を常時行うために、「幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針」に準じて、保育室の共用化を図るものである。

現行の制度では、幼稚園は学級定員に沿った学級数の保育室、保育所は一人あたり1.98㎡の面積の保育室をそれぞれ用意することが義務づけられていたが、今回の特区申請に係る認定により、共用化指針に基づいて設置された施設における幼稚園児・保育所児の合同活動を行う保育室について、要件を満たした場合、幼稚園と保育所の保育室を共用することが認められるもので、この施設における保育室の共用化を図ることにより、限られた敷地・財源の中で、現行より広い保育スペースでの保育と効率的な施設の活用が図られるものである。

また、幼稚園教育要領と保育所保育指針に従い、幼稚園教諭と保育士両資格を有した教職員に兼職の発令を行う。職員配置については、幼稚園4～5歳児1学級35人以下を原則に1名の教員を配置し、3歳児については、25人以下を原作に1名の教員を配置する。保育所においては、4～5歳児30人に1人、3歳時20人に1人の保育士を配置するため、児童福祉施設最低基準及び幼稚園基準の要件を満たしている。

別紙

## 1. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

## 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

宍道町立宍道保育所

## 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

## 4. 特定事業の内容

(1) 主体 宍道町

(2) 区域 島根県八束郡宍道町の全域

(3) 実施期間 構造改革特区地域計画の認定日以降

(4) 整備する施設

宍道町幼稚園

敷地図 参考資料1

平面図(専有面積と共用面積表示) 参考資料2

## 5. 当該規制の特例措置の内容

現在、宍道幼稚園では、宍道町学校給食センターで調理された給食(小中学生と同様のメニューで量を調整)を園児に提供している。一方、宍道保育所では、自所で調理した食事を児童に提供している。

整備する施設では、宍道町の子どもたちの一貫した食育教育を図ることを目的に、幼稚園籍・保育所籍に区別することなく、3歳～5歳児には、宍道町学校給食センターで調理される同じ給食を提供する。このセンターは、平成11年度に建設した新しいドライシステム施設であり、下処理室・調理室・配膳室・コンテナプール・洗浄室と4室で衛生的管理を行っており、公的既存施設の有効活用及び効率化を図ることができる。また地域の安全な食材を利用することにより、地産地消を含めた食教育の実践を行うものである。

またセンターでは、栄養士を配置し栄養面での配慮を行うことはもとより、食育プログラムに基づき食育指導の充実を図る。調理業務従事者に対する、健康診断の実施など管理徹底するなど「保育所における調理業務の委託についての通知」に示された基準に基づいて行う。

現行の宍道保育所調理室については、平成14年12月に改修工事を行い、面積を増床するとともに、冷凍冷蔵庫・二槽シンク・作業台・ガス回転釜・食器消毒保管庫などを増設し、安全性・衛生面に充分配慮した設備で調理した食事を、年間19,440食、おやつ30,480食を、3歳児未満の保育所児童に提供する。また3歳以上児には宍道幼稚園長期休業中の食事を提供する。

外部搬入方式・施設内設置の調理室のいずれも、一貫した食育教育体制の下で行うことで、宍道町の子どもたちの健やかな成長を支えることができる。

・給食センターからの配送計画(幼稚園・保育所の3・4・5歳児)

- 1 1 時 給食センター出発  
幼稚園での給食準備
- 1 1 時 1 0 分 給食配送車到着  
コンテナで受け取り各教室へ運ぶ  
(冷たい物・熱い物別のコンテナで運ぶ)  
牛乳については、業者が直接搬入し、保冷庫に保管  
主食については、配送車到着時間に業者から直接搬入
- 1 3 時 3 0 分 食器回収

## 別紙

### 1. 特定事業の名称

921 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業

### 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

宍道町立宍道幼稚園

### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

### 4. 特定事業の内容

(1) 主 体 宍道町

(2) 区 域 島根県八束郡宍道町の全域

(3) 実施期間 構造改革特区の認定日以降

(4) 整備する施設

宍道町幼稚園

敷地図 参考資料1

平面図(専有面積と共用面積表示)参考資料2

### 5. 当該規制の特例措置の内容

少子・高齢化や核家族化の進行に伴い子育て環境が大きく変化していくとともに、幼児が他の幼児や地域社会との関わりを持つ機会が年々減少しつつある。

こうした中で本町では、幼稚園、保育園が隣接し設置運営されているが、子どもを持つ保護者は、家庭や就労環境が異なるだけで幼児が幼稚園・保育園に2分化され、就学前の教育や保育に違いが出ることに疑問や不安を訴えている。また就学前における共通の場での幼児の社会性の醸成や心身の健全な育成など集団教育の目標が十分に達成できない現状にある。

このため幼稚園児と保育所児の合同活動を常時行うことを目的として「幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針」に準じて、保育室の共用化を図るものである。

合同活動については、幼稚園設置基準第5条の専任規定の特例を受け実施する。現在合同活動については、自然体験合同活動・生活発表会・文化祭など行っているが、特例措置の認定をうけることにより幼稚園教育要領と保育所保育指針にそった指導計画を基に常時合同活動を実施できる。

なお、本町の保育所・幼稚園職員の採用にあたっては、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有していることを要件としている。その上で幼児の教育・保育に直接従事する職員に対しては、幼保職員の併任辞令を発令し体制整備を行うこととしている。

また、下記の表に記載のとおり幼児(保育所児・幼稚園児)数の合計による児童福祉施設最低基準及び幼稚園設置基準(面積・職員配置)を満たしている。

宍道幼稚園保育室の共用化事業に係る児童福祉施設最低基準の適合状況

(1) H16.4.30 現在園児数

区 分	3歳児	4歳児	5歳児	計
宍道幼稚園児	19	35	34	88
宍道保育所児	27	25	22	74
計 < >	46	60	56	162

(2) 共用する宍道幼稚園保育室の面積

区 分	3歳児	4歳児	5歳児	計
ク ラ ス 数	2	2	2	6
各クラスの面積	64.8㎡	同左	同左	
年齢別面積合計	129.6㎡	129.6㎡	129.6㎡	388.8㎡
最低基準の1人 当り面積< >	1.98㎡			
最低基準面積 < > × < >	91.08㎡	118.80㎡	110.88㎡	320.76㎡
適 合 状 況	適	適	適	適

(3) 共用する宍道幼稚園保育室での職員配置

区 分	3歳児	4歳児	5歳児	計
ク ラ ス 数	2	2	2	6
配置する職員数	3人	2人	3人(内障害児1人)	8人
基準配置数< >	20:1	30:1		
必要配置職員数 < > ÷ < >	2.3人	2.0人	1.87人	
適 合 状 況	適	適	適	適